

福井県の海洋生物資源の保存および管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第6管理期間：令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

令和2年3月27日 公表

令和2年7月 3日 一部改正

第1 くろまぐろの保存および管理に関する方針

- 1 くろまぐろは、資源水準が悪化していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定を踏まえ、我が国では「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)に基づく第1種特定海洋生物資源に指定し、適切に管理することとなっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存および管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県において、くろまぐろは主に定置漁業において混獲されるほか、はえ縄漁業等によっても混獲されている。本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。あわせて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はその旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 あわせて、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況および資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見を得る必要があることから、国や関係都道府県との連携のもと、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量を遵守する観点から、くろまぐろの適切な保存および管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について福井県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	27.6トン	うち2.7トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	21.2トン	うち2.1トンを留保する

※ 我が国全体の小型魚または大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがあると認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量

が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別の数量に関する事項

- 採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
漁船漁業等の割当量	0.4トン	0.1トン
定置漁業の割当量	24.5トン	19.0トン

(注) 漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

- 本県の採捕の数量が採捕の種類別の数量を超えるおそれがあると著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制

- ① 漁業協同組合（以下「漁協」という。）および漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、急激な採捕の数量の積み上がりに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報のうえ採捕の数量報告を行うものとする。

	漁業種類	報告基準
小型魚	漁船漁業等	・ 1隻あたり1日10キログラムを超える量の採捕
	定置漁業	・ 1か統あたり1日200キログラムを超える量の採捕
大型魚	漁船漁業等	・ 1隻あたり1日30キログラムを超える量の採捕
	定置漁業	・ 1か統あたり1日200キログラムを超える量の採捕

- ② ①の本県に一報する体制は、各漁業者から漁協または漁連の担当責任者へ、漁協または漁連の担当責任者から本県水産課へ電話連絡することとし、常時（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時を含む。）連絡が取れるよう連絡網を別に定めるものとする。

- ③ 大型魚または小型魚もしくはその両方において①の報告がなされる急激な採捕があった場合に、当該漁業者が直ちに取り組む緊急の管理措置は、以下のとおりとする。

る。また、本県は、当該採捕の数量報告を受けた際に、当該漁業者により以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	<ul style="list-style-type: none">・当該漁協は、所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。・県/漁協の残枠が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろ目的の操業自粛や混獲時の生存個体の放流により出荷を自粛するとともに、漁協および漁連は荷受けを自粛する。
定置漁業	<ul style="list-style-type: none">・当該漁協は、所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡を行う。・県/漁協の残枠が判明するまでの間、漁業者は生存個体の放流や網の開放および臨時休業等により出荷を自粛するとともに、漁協および漁連は荷受けを自粛する。

④ 本県は、1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

2 採捕の数量の公表等について

(1) 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2または第3の数量（留保の数量を除く）の7割を超え、またはそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚もしくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超える場合はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

3 本県は、前述の採捕の数量の公表後速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導または勧告を内容とする以下の早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。ただし、法第13条第2項の規定による協定に基づく管理措置を実施する場合はこの限りでない。

(1) 漁船漁業等

大型魚の採捕を目的とした操業は一切認めないこととし、小型魚については次の措置を講じるものとする。

① 通常時

- ・2キログラム未満の生存個体を放流するよう助言する。

- ② 漁船漁業等の割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・2 キログラム未満の生存個体は放流する。
 - ・操業時間または操業回数（日数）を通常時の 2 分の 1 の頻度に抑制する。
 - ・本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 漁船漁業等の割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・くろまぐろの採捕を目的とする操業は自粛する。
 - ・生存個体は放流する。
 - ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、1 日 1 隻 1 尾混獲採捕した時点で当該漁船は当該日の操業を切り上げる。
 - ・本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
- ④ 漁船漁業等の割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・くろまぐろの採捕を目的とする操業は自粛する。
 - ・生存個体は放流する。
 - ・くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、1 日 1 隻 1 尾混獲採捕した時点で当該漁船は当該日の操業を切り上げる。
 - ・本県は、これらの措置の実施を勧告するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

（2）定置漁業

小型魚については次の措置を講じるものとする。

- ① 通常時
- ・2 キログラム未満の生存個体を放流するよう助言する。
- ② 定置漁業の割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・生存個体は放流する。
 - ・網起こしの回数を通常時の 3 分の 2 の頻度に抑制する。
 - ・魚探等により、くろまぐろの入網が無いことを確認できた場合はこの限りでない。ただし、この場合においてくろまぐろを採捕した場合は 3 日間休漁する。
 - ・本県は、これらの措置の実施を助言するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 定置漁業の割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・生存個体は全て放流する。
 - ・網起こしの回数を通常時の 2 分の 1 の頻度に抑制する。
 - ・魚探等により、くろまぐろの入網が無いことを確認できた場合はこの限りでない。ただし、この場合においてくろまぐろを採捕した場合は 10 日間休漁す

る。

・本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

④ 定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・生存個体は全て放流する。
- ・魚探等を用いてくろまぐろの入網が無いことを確実に確認できた場合以外は休漁する。
- ・本県は、これらの措置の実施を勧告するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

大型魚については次の措置を講じるものとする。

① 定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・生存個体は放流する。
- ・網起こしの回数を通常時の3分の2の頻度に抑制する。
- ・本県は、これらの措置の実施を助言するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・生存個体は全て放流する。
- ・網起こしの回数を通常時の半分の頻度に抑制する。
- ・魚探等により、くろまぐろの入網が無いことを確認できた場合はこの限りでない。ただし、この場合においてくろまぐろを採捕した場合は10日間休漁する。
- ・本県は、これらの措置の実施を指導するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

③ 定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・生存個体は全て放流する。
- ・魚探等を用いてくろまぐろの入網が無いことを確実に確認できた場合以外は休漁する。
- ・本県は、これらの措置の実施を勧告するとともに所属漁協に当該措置の履行確認を依頼する。

4 その他海洋生物資源の保存および管理に関する重要事項について

(1) 本県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかではないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、

くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他くろまぐろの保存および管理に関する重要事項について

- 1 本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割5分を超える時点において、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- 2 本県の採捕の数量が第3の採捕の種類別の数量の9割5分を超える時点において、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- 3 我が国全体の小型魚または大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点において、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- 4 本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）は、本県の水面における遊漁者も対象であることから、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を遊漁者に対して行う。